

第 2 6 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 本件審査請求に至る経過

1 平成27年10月 2日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、若宮商業高等学校（以下「本件高等学校」という。）で2015年 7月14日15時25分頃に発生した退学届紛失（以下「本件紛失事案」という。）に関し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 市教委、学校長等による、事実確認、事情聴取の記録はないのか。（以下「本件対象文書①」という。）

(2) 学校長、教頭等に対する、注意、処分等はないのか、あったのか。今後あるのか。（以下「本件対象文書②」という。）

(3) 本件紛失の、原因、理由等についての、学校、市教委の見解はないのかあるのかあるとしたら、その内容。（以下「本件対象文書③」という。）

(4) その後学校、及び市教委は、本件に関して、警察に対して、被害届等はだされたのか、だされなかったのか、だされたとしたらその内容は、だされなかったとしたらその理由についてわかるもの。（以下「本件対象文書④」という。）

(5) 学校からの報告書には、教頭の年齢が記載してあったと思われるが、その理由根拠についてわかるもの。（以下「本件対象文書⑤」という。）

2 同年10月16日、実施機関は、本件公開請求のうち、本件対象文書①から③及び⑤（以下「本件審査対象文書」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年10月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対し

て審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求のうち、本件対象文書④について、本件処分ほかに連絡メモ（請求に係るもの）を特定し、一部公開決定を行っているが、本件審査請求は、本件処分を特定して行われたものである。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件審査対象文書を公開しない理由として、請求内容に該当する行政文書は作成または取得しておらず、不存在であるためと主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件公開請求を受ける前に、審査請求人から平成27年 9月 7日付けで、本件紛失事案に関し、生徒の退学願など紛失についてわかるもの（事実関係、学校の対応について含む）の行政文書公開請求（以下「9月 7日付け公開請求」という。）を受けた。

(2) 9月 7日付け公開請求に対しては、「個人情報が含まれる文書の紛失について（平成27年 9月 2日付27若商高第69号）」（以下「本件報告文書」という。）及び保護者宛ての文書である「個人情報が含まれる文書の紛失について（平成27年 9月 4日付）」（以下「本件保護者向け文書」という。）を特定し、平成27年 9月18日付けで行政文書公開決定（27教教第 464号）及び行政文書一部公開決定（27教教第 464-2号）を行い、審査請求人宛て通知している。

(3) 本件公開請求のうち、本件対象文書①については、上記（2）の経緯を踏まえ、既に審査請求人に公開済みの行政文書以外の請求内容に該当する行政文書は作成又は取得していないため、条例第10条第 2項の規定により、行政文書非公開決定を行ったものである。

(4) また、本件公開請求のうち、本件対象文書②、③及び⑤については、行政文書を作成又は取得していないため、条例第10条第 2項の規定により、行政文書非公開決定を行ったものである。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件紛失事案は 7月14日の出来事であり、本件公開請求時で 2か月以上経っている。事実確認、調査、その記録、関係者への注意等、紛失の原因、理由等は明らかになっているといえる。今後防止するためということからすると当然に文書はある。
- (2) 本件紛失事案は文書が紛失したということだが、紛失とした判断がいかどうか、事実関係の文書報告、関係機関への届、対応の遅さ等、学校の対応に疑問等を感じる。学校からの速報的報告書、保護者への文書、記者発表のもとになった記録等があることが推測されるが、公開されていない。紛失ではなかった可能性もある。原因等について明らかにする義務が学校にはある。
- (3) 公開請求しても、審査請求しても文書が出てこない場合は、なぜ紛失したのか不明な文書について、学校としては紛失経過等を説明する義務がある。原因不明で紛失したのであれば、速やかに警察に盗難届と紛失届を出すべきではなかったかと考える。このため、盗難届や紛失届といった警察への届け出時に関する記録があると推測される。
- (4) 本件紛失事案について、報告されて文書があることは明らかであり、そのことから教頭の年齢などが明らかになっているといえる。年齢等がなぜ記載されるのかはマニュアル若しくは形式を示すものがあるといえる。
- (5) 本件紛失事案に関し、紛失したことについての一般的な文書は公開を受けた。しかし、紛失した後の対応について分からなかった。紛失した側にはやるべきことがあるはずだと思い、その対応を確認するため、本件公開請求を行った。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件審査対象文書の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件審査対象文書について

(1) 本件紛失事案は、平成27年7月14日に本件高等学校において発生した、退学願等の個人情報を含む文書を紛失した事案である。同年9月4日の公表内容によると、本件高等学校の教頭が当該文書を事務室にある自席に置いたまま離席し、復席したところ、当該文書を亡失していたものである。

(2) 本件公開請求の記載内容から、本件審査対象文書は、本件紛失事案に関する次の文書であると解される。

ア 本件対象文書①は、実施機関及び本件高等学校の校長による事実確認及び事情聴取の記録である。

イ 本件対象文書②は、本件高等学校の校長及び教頭等に対する注意又は処分等が分かる文書である。

ウ 本件対象文書③は、本件紛失事案が発生した原因等について、本件高等学校及び実施機関の見解が分かる文書である。

エ 本件対象文書⑤は、本件紛失事案に関する学校からの報告書に、本件高等学校教頭の年齢が記載される理由が分かる文書である。

4 本件審査対象文書の有無について

(1) 当審査会の調査によると、本件審査対象文書に関し、次の事実が確認できる。

ア 本件公開請求当時に、学校において、個人情報を含む文書の紛失事案が発生した場合の実施機関の一般的な事務は次のとおりである。

(ア) まず、校長が事案について報告を受け、学校内で事実確認を行った後に、校長が実施機関に連絡する。また、必要に応じ、学校において、

関係者への謝罪や保護者への説明会の開催を行う。

(イ) 校長から連絡を受けた実施機関の担当者は、学校に対して必要な対応等を指示するとともに、総務課及び企画経理課等、教育委員会事務局内の関係課室に連絡し、必要に応じてさらに詳細な情報収集を行うほか懲戒処分等を行う。また、報道提供資料を作成し、報道発表を行う。

(ウ) 実施機関の担当者から連絡を受けた教育委員会事務局の関係課室は、市総務局法制課等、教育委員会を除く市の関係課室へ連絡する。この連絡後、情報保護主管課である教育委員会事務局総務課は、市総務局法制課に対し、機密情報漏えい発生に係る報告シートを含む報道提供資料等を提出する。

(エ) 原則として、実施機関への報告、報道発表、市総務局法制課への報告においては、行政文書が作成される。しかし、迅速な対応のために、これら最低限の事実が確認できる行政文書だけを作成し、学校、教育委員会事務局、市関係課室の相互間でのやりとりは電話など口頭で行われることが多い。関係者への謝罪や保護者説明会での文書は、必要に応じて作成される。

イ 本件紛失事案に関し、実施機関は、次の行政文書を作成又は取得している。

(ア) 本件保護者向け文書

(イ) 平成27年 9月 4日付け「学校での文書紛失について」（以下「本件報道提供文書」という。）

(ウ) 本件報告文書

(エ) 機密情報漏えい発生に係る報告シート（以下「本件報告シート」という。）

ウ 上記第 3 2 (2)のとおり、実施機関は、本件公開請求前である平成27年 9月18日付けで、審査請求人に対して、上記イの行政文書のうち、本件保護者向け文書の公開決定を行ったほか、本件報告文書の一部公開決

定を行うとともに、本件報道提供文書を情報提供している。

エ 本件報告シートは、本件公開請求当時、実施機関において、名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程（平成16年名教委訓令第 3号）に基づき、その保存期間を 1年と定められていた。当審査会の調査時点では、保存期間が満了したことにより廃棄されており、不存在である。

オ 当審査会が上記イの行政文書を見分したところ、それぞれの文書の記載内容は次のとおりである。

(ア) 本件保護者向け文書は、本件高等学校の校長が保護者宛てに作成したものであり、本件紛失事案が発生したことを報告し、謝罪する旨が記載されている。

(イ) 本件報道提供文書は、実施機関が報道提供資料として作成したものであり、本件紛失事案に関し、紛失した情報、概要及び対応等が記載されている。

(ウ) 本件報告文書は、本件高等学校の校長が実施機関宛てに作成したものであり、本件紛失事案の概要及び関係職員等が記載されている。

(エ) 本件報告シートは、上記エのとおり、すでに廃棄されており不存在ではあるが、様式を見分すると、機密情報漏えいの概要、漏えい発覚後の対応、漏えいの原因・背景及び再発防止策等について具体的に記載することとされている。なお、通常は、事案発生後、再発防止策を実施した上で 1か月程度を目途に提出されるものである。

(2) 上記 (1)を踏まえ、本件審査対象文書として特定すべき行政文書の有無を検討する。

ア 上記 (1)イ及びオのとおり、実施機関は、本件紛失事案に関し、本件保護者向け文書、本件報道提供文書、本件報告文書及び本件報告シートを作成又は取得しており、これらの行政文書には、本件紛失事案に係る事実確認又は原因及び背景を記載した部分があることが認められる。

イ このうち、本件報道提供文書は、本件公開請求当時、名古屋市の施設である市民情報センターにおいて閲覧の目的で管理されていた行政文書と認められる。条例第17条第 3項は、当該行政文書について、条例は適

用しない旨を規定していることから、本件報道提供文書は、本件審査対象文書として特定すべき行政文書にはあたらない。

ウ したがって、本件保護者向け文書、本件報告文書及び本件報告シートは、本件公開請求の内容に照らすと、本件審査対象文書として特定すべき行政文書であった可能性が高いものと認められる。

エ 次に、本件審査対象文書として、本件保護者向け文書及び本件報告文書を特定すべきか否かについて検討する。

(ア) 実施機関は、上記第 3 2 (2) 及び (3) のとおり、本件公開請求前の 9 月 7 日付け公開請求に対して、これらの行政文書は、すでに審査請求人に公開又は一部公開していたため、本件審査対象文書から除外したと主張する。このように請求内容を限定的に解釈するためには、決定前に請求内容の補正を行うべきところ、実施機関において、そのような対応を行った事実は認められない。

(イ) しかしながら、審査請求人は、口頭意見陳述において、9 月 7 日付け公開請求に対し、実施機関が特定し、公開又は一部公開済みである行政文書のほかにも行政文書が存在するはずであるため、本件公開請求を行った旨を説明している。

(ウ) したがって、本件事案においては、上記 (ア) 及び (イ) のとおり、実施機関の本件審査対象文書の解釈と審査請求人の請求の趣旨とが結果的に合致していると認めざるを得ず、本件保護者向け文書及び本件報告文書を本件審査対象文書として特定しなかった実施機関の判断は誤りであったとまでは認められない。

オ また、本件紛失事案は、本件公開請求の約 3 か月前に発生しており、本件報告シートは、本件公開請求時点で作成され、存在していた可能性がある。しかしながら、上記 (1) エのとおり、本件報告シートは廃棄され、実施機関において存在しない。このため、仮に本件審査対象文書として特定すべきであると認定し、公開・非公開を再度決定することを裁決すべき旨の答申をしたとしても、現時点で文書が不存在である以上、結論としては不存在により非公開とならざるを得ない。

カ 加えて、実施機関は、本件紛失事案に関し、本件高等学校の教頭の行

為は懲戒処分を検討すべき非違行為にはあたらないとしており、結果として事情聴取や懲戒処分の事実も確認できないことが認められる。さらに、年齢の記載について理由が記載された行政文書の存在を疑わせるような事実は認められないなど、上記(1)イの他に行政文書は存在しないとする実施機関の主張に不合理な点は認められない。

(3) 以上のことから、本件審査対象文書の中には物理的に存在する文書が含まれるものの、それらは、本件処分を取り消して特定すべき行政文書であるとまでは認められず、また、本件対象文書②及び⑤のように、物理的に存在していないと認められるものと併せて、本件審査対象文書が不存在であることを理由に非公開とした本件処分は、結果において妥当であると言わざるを得ない。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記4において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会からの付言

条例が、第6条において、公開請求書に公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項を必要的記載事項と定めていることから分かるように、実施機関が、公開請求に係る行政文書を探索するに際して、公開請求書の記載内容から当該行政文書を特定しうることが前提として必要である。

一般的に、公開請求者は行政事務に通じていないため、公開を求める行政文書を的確に特定することは困難である。したがって、実施機関は、公開請求者の請求の趣旨を確認しながら、公開請求に係る行政文書の特定を行うべきであり、この過程において、公開請求者が請求する行政文書と、公開請求書の記載内容とが合致しないことが判明したときは、実施機関は、公開請求書の補正を求める必要がある。

本件公開請求において審査請求人から提出された公開請求書の記載内容は、審査請求人が、既に実施機関から公開決定又は一部公開決定された複数の行政文書が特定されうるものである。しかしながら、上記第32(3)のとおり、実施機関は、公開請求に係る行政文書を本件公開請求において一方的に限定して解釈した。本件においては、審査請求人が異を唱えていないことから、結果として、審査請求人の本来の請求の趣旨と一致したと認められるが、実

施機関は、条例に基づき公開決定前に公開請求書の補正を求めるべきであった。

実施機関においては、今後、公開請求があったときは、制度の趣旨を十分に理解し、適切に対応することを強く要望する。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成27年11月 9日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月10日	弁明意見書の受理
12月18日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
平成28年 1月28日	反論意見書の受理
令和元年10月18日 (第 5回第 3小委員会)	調査審議
11月15日 (第 6回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第 6回第 3小委員会)	調査審議
12月20日 (第 7回第 3小委員会)	調査審議
12月27日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人